

前橋市小水道条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 小水道事業 一般の需要に応じて、小水道により水を供給する事業及び当該事業を行う者に対してその用水を供給する事業をいう。ただし、給水人口が30人未満である小水道によるものを除く。</p> <p>(3)～(5) 省略</p> <p>(6) 専用小水道 寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の小水道その他小水道事業の用に供する小水道以外の小水道であって、30人以上の者にその居住に必要な水を供給するものをいう。ただし、水道法の適用を受ける水道及び小水道事業の用に供する小水道から供給を受ける水のみを水源とするものを除く。</p> <p>(7) 専用自家水道 学校、事務所、事業所等における自家用の小水道その他小水道事業の用に供する小水道以外の小水道であって、30人以上の者にその飲用に必要な水を供給するものをいう。ただし、水道法の適用を受ける水道及び小水道事業の用に供する小水道から供給を受ける水のみを水源とするものを除く。</p> <p>(8) 省略</p> <p>(経営許可の基準)</p> <p>第6条 市長は、経営許可の申請があったときは、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認められる場合でなければ、当該経営許可をしてはならない。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 給水区域が水道事業<u>又は</u>他の小水道事業の給水区域と重複しないこと。</p> <p>(4) 省略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 小水道事業 一般の需要に応じて、小水道により水を供給する事業<u>(本市の区域内のみを対象として水を供給するものに限る。)</u>及び当該事業を行う者に対してその用水を供給する事業をいう。ただし、給水人口が30人未満である小水道によるものを除く。</p> <p>(3)～(5) 省略</p> <p>(6) 専用小水道 寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の小水道その他小水道事業の用に供する小水道以外の小水道であって、30人以上の者にその居住に必要な水を供給するもの<u>(本市の区域内のみを対象として水を供給するものに限る。)</u>をいう。ただし、水道法の適用を受ける水道及び小水道事業の用に供する小水道から供給を受ける水のみを水源とするものを除く。</p> <p>(7) 専用自家水道 学校、事務所、事業所等における自家用の小水道その他小水道事業の用に供する小水道以外の小水道であって、30人以上の者にその飲用に必要な水を供給するもの<u>(本市の区域内のみを対象として水を供給するものに限る。)</u>をいう。ただし、水道法の適用を受ける水道及び小水道事業の用に供する小水道から供給を受ける水のみを水源とするものを除く。</p> <p>(8) 省略</p> <p>(経営許可の基準)</p> <p>第6条 市長は、経営許可の申請があったときは、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認められる場合でなければ、当該経営許可をしてはならない。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 給水区域が水道事業<u>及び</u>他の小水道事業の給水区域と重複しないこと。</p> <p>(4) 省略</p>